

# DV家庭に育つ子どもたちへの支援

## —東京都の教職員のアンケートを参考に—

親と子と教職員の教育相談室 相談員 徳永 恭子

### 1 「子育て時代」に多いDV件数

2014年に配偶者から暴力や生命にかかわるようなDVを受けた被害相談件数は、5万9072件あったと警察庁は発表した。前年より9539件(19.3%)と増加した。2001年「DV防止法」が施行されてからストーカー事案及び配偶者からの暴力などの事案はずっと増加し続け、2014年は最多になったそうだ。

「DV防止法」(2001年施行)に基づく「保護命令違反」の検挙数も、120件あり、前年度より9.1%増加している。2014年に、DV防止法で検挙された6875件のうち、「殺人(未遂)」は102件で、前年より2倍に増えている。もっとも多いのは、「暴行」で3202件、次が「傷害」2890件となっている。

被害者は男性が、10.1%と1割を占めるが、圧倒的多数は、女性で89.9%あった。加害者は、男性が89.9%で、女性は10.1%だった。年代別で一番多いのは、30代以降の被害である。30代が30.7%。40代が24.5%である。認知件数で見ると、圧倒的に「子育て時代」が多い。加害者の年齢層も30代29.6%、40代26.4%である。

20代の17.6%も注目する必要がある。2014年1月に「生活の本拠を共にする交際関係(同棲など)にある相手からの暴力」もDVとみなされるようになった。10代～20代の若者を中心に増えているデートDVがこの件数に入ってきていることも見落としてはならない。

### 2 児童虐待事件も発見が増加している

2014年の児童虐待検挙数も増えてきた。警察庁の発表によると、児童虐待の検挙者数は698人で、前年より49.5%増加している。虐待の内容は、身体的虐待が最も多く、526件、そのほか性的虐待も150件とかなり多い。検挙件数に関わる被害児童は、708人でこれは前年度から49.1%増加している。いずれも 調査を始めた2005年以降最多になっている。児童虐待の疑いで警察が児童相談所に通告した全国の件数は、18歳未満で28923人(前年度より33.9%増)になった。

今年最多になったと警察は発表した。が、むかし児童虐待がなかったわけではない。昔は、「しつけ」「指導」「家庭内の問題」などと言う言葉で容認され、放置されてきたので、発見されなかっただけである。児童虐待防止法ができ、法的にもある程度整備された。そして社会的に認知が広がり、警察が通報を受け付けるようになり、児童相談者が対応にあたることのできるようになったことが、発見が増えてきた理由である。また、児童虐待と疑われるケースについての通報義務も出てきたことにより、教育に携わ

る者や、その関係者が、注意して児童やその家庭を観察するようになった。社会的対策の前進と周囲の意識が変化したことにより、犠牲になる子どもたちに支援の手が差し伸べられるようになった。

### 3 DV家庭に育てられることも児童虐待である

2014年のDV法に基づいた犠牲者は、30代から40代の子育て時代の女性が一番多いと前述した。子育て中の母親が犠牲を受けているとすると、その家庭にはそのDVを見ている、または巻き込まれている子どもたちが多くいるということである。

母親が暴力を受けているのを見続けている子ども、そしてそこに巻き込まれて一緒に暴力を受けている子どもたちは、日常生活や人格形成に大きな影響がでる。子どもは暴力の実態を見続けるということに混乱し、いつ目の前で暴力が起こるか常に恐怖感や、不安感、不信感、疑惑を持つ。あるいはそれを見ないように意図的にその場所から離れるように強制されるか、母親によって押し入れなどに入るように指示されるなどの一時的閉鎖状況に陥ることもある。あるいは目の前で、「お前の母親はだらしがない。勝手である。料理が下手。母親としての資格がない。」などの悪口を言われ、共感を強制されることもある。それに反論すれば、文句を言われたり、睨まれたりするかもしれない。子どもはどちらにしても硬直状態になるか、無感情を演じるか、暴力を振るう父親に共感を装うなどの本能的な心理作用を働かせる。一連の状態、経過は、自動的に児童虐待である。

2008年(平成20年)12月3日に児童虐待法が改正され、2009年(平成21年)4月1日から施行されている。その改正児童虐待法では児童虐待の定義を次のように定めている。

第二条 この法律において「児童虐待」とは、保護者(親権を行うもの、未成年後見人その他のもので児童を現に監督するものをいう)がその監督する児童(18歳に満たないものをいう)について次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷を生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 二 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号または次号の掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

DVと児童虐待を結び付けて法律化した点は評価できる。

#### 4 DV家庭で育つことは子どもに 心理的・情緒的悪影響を与える

「ドメスティック・バイオレンス家庭に育つ子どもたち」という著書の中で、森田ゆりさんは子どもが受ける身体的、心理的被害を3つの形態に分けている。

第一の形態は、加害者が妻や恋人に暴力を振るうと同時に、子どもにも暴力を振るう場合である。この暴力は身体的虐待、性的虐待、深刻なネグレクト、深刻な心理的虐待も含むとしている。そしてその場合、さらに3タイプがある。1のタイプは加害者が妻や恋人だけでなく子どもも直接暴力の対象にしている。2のタイプは加害者が妻や恋人をコントロールする手段として、子どもに暴力を振るう。3のタイプは加害者が妻や恋人に暴力を振るっているとき、子どもが巻き込まれて被害に会う。

第二の形態として、DV被害者が、自分の受けている暴力による極度のストレスや心的外傷の結果として、子どもを虐待する場合である。この中には、母親が子どもの基本的な生活のニーズに応えることができなくなり、一切の世話を放棄するネグレクトも当たる。

第三の形態は、子どもは身体的危害は受けていないが、親たちの暴力を目撃していることで、あるいは暴力からの逃避のために頻繁な転居や転校などの一定しない生活環境によって、深刻な心理的ダメージを受けている場合である。

またこの論文では発達段階によってもDV家庭に育つ影響は違ってくるとしている。

乳幼児期には、子どもが健康に発達するために情緒的愛着と安定した人間関係と生活環境が不可欠である。子どもは自分を受け入れてくれる他者への基本的信頼関係を培う。しかしDV家庭に住む子どもたちは、情緒的愛着体験が希薄になりがちである。自分を無条件に受け入れてくれる人との基本的信頼関係を築くことができずに、自我の核心は育たない。自律性、自発性の形成に困難が生じる

学童期について次のように述べている。この時期は自分を受け入れてくれる親や保護者や周囲の大人との信頼関係の中で、自分の関心や能力を大きく伸ばしていく。家庭が安心できる場所でなければ、子どもは自分のからに閉じこもる。家庭での不安や

心配事は、子どもの勉強への集中度は落ちる。あるいは完璧な優等生になることもある。またDVが起こるのは、自分が悪いからだと思われ、罪悪感や自責感に襲われる。子どもは自分では解決不可能なDV環境に、絶望をおぼえたり、耐えがたいストレスを受ける。友達に家庭の異常さを知られないように、家に友達を連れてくることができないなどの孤立感も深めていく。

思春期は、自我を確立し、判断力、行動力、責任感等社会的な能力も発達してく時期でもある。しかしDV家庭に育つ子どもたちは、自分は人から尊重されるべき大切な存在だという自覚を持つチャンスが少ない。そのために自我の確立が困難になる。母親の慰め役になったり、きょうだいの世話をしたりして、何とか家庭の安定を図ろうと努力する場合もある。逆に母親への反感や嫌悪感を募らせたり、母親を軽蔑したり、侮辱したりする場合もある。子ども自身の関心や、欲求、感情、希望、夢はいつも押し殺さなければならない。自責感情や、自分への嫌悪感は一層つのり、家庭の中の安心感より家庭外で自分を受け入れてくれるグループなどを求めるようになる。

森田ゆりさんは、暴力が日常化しているDV家庭には2つの不文律があると指摘する。一つ目は、家庭で起っていることを「語らないこと」である。二つ目は家庭で起っている暴力がもたらす恐怖、不安、恥、絶望、罪悪感などの感情を否認し「感じないこと」である。子どもが成長期に家庭で、「語らない」「感じない」という不文律の中で、育っていくことは子どもの感情形成や人格形成や人間関係の形成や人間観の形成に大きな影響をもたらすかは明白である。

精神科医の宮地尚子さんが、本来発達するはずの機能が、虐待によって阻害されたばあい、「発達障害」との区別は困難だと指摘している。集団不適応の行動が多いと感じる子、言葉の遅れ、多動傾向があって心配な子どもはかなり存在する。しかし安易に「発達障害」と判断せずに、虐待を受けている子、DV家庭に育つ子、あるいはトラウマを持つ子ではないかという慎重な観察と専門的判断が必要である。

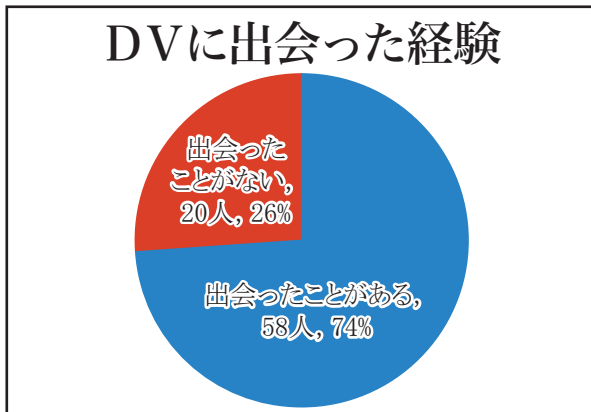
#### 5 東京都の教職員のアンケートから見た DV家庭と子どもたち

この調査は、2012年に東京都の教職員の78人から得た回答をもとに分析した。回答数が少ない面はあるが、基本的な傾向はこれで見るができると思われる。問のすべてを載せられないので、問4から問7・問9までを抽出して載せることにする。



問4 これまでの教職経験でDV家庭に育っている児童生徒に出会った経験

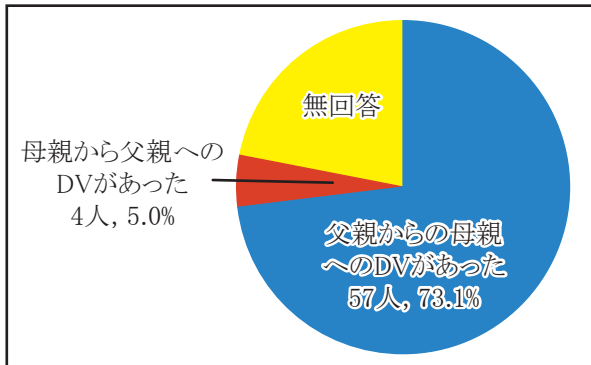
n=78



調査対象が、小学校、経験年数が長い女性教員が多かったという点から、「出会ったことがある」と答えた人は74%にもなった。DVに女性の3人に1人の割合で出会っていると言われている2009年の特定非営利活動法人の全国シェルターネットにかかってきた相談電話の調査数によると、相談してきた人の47%が子どもがいると答えている。ほぼDV被害会う人の半数が子どもがいると考えると、学齢年齢に達しているDV家庭の子どもに教職員が出会う比率は多いと思われる。

問5 出会った児童生徒からわかったDV状況 (見聞体験も含む)

n=61



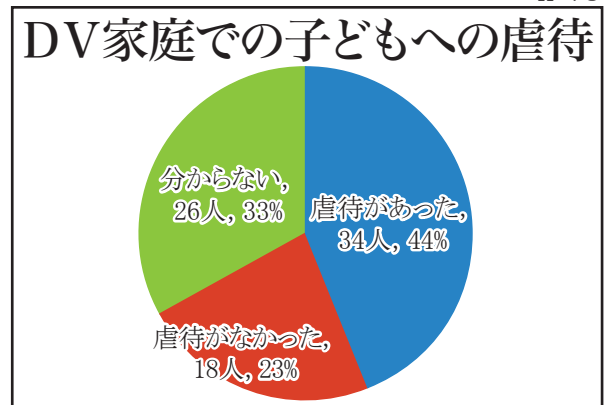
意見

- ① 生徒が父親から虐待を受けるので、その子は友達の家を転々としていた。卒業してから住込みの仕事に就いた話を聞いた。
- ② 母親が再婚したが、家族旅行の時、子どもだけを置いて行かれた。
- ③ 父親が子どもへ虐待をしているという家庭があった。母親にしているかどうかはよく分からない。あったと予測できるが。

圧倒的に父親からのDVが多いことが調査から分かった。調査総数78人中61人が「父親から母親へDVがあった」あるいは、「母親から父親へDVがあった」と答えている。

問6 児童生徒の家庭がDV家庭と分かった時、児童生徒も虐待を受けていると答えた人

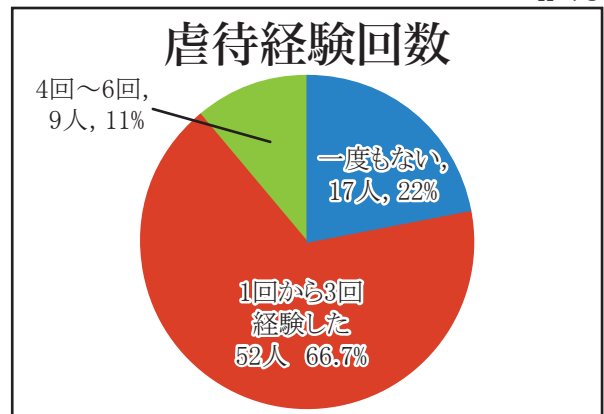
n=78



DV家庭に育つ子どもが、虐待を受けているとはっきり認識できた数は34人だった。虐待と分かるサインを子どもが出していれば、教員にも把握できるが、サインを出していないことも考えられる。それにしても、44%の教員が虐待と認識しているということが判明した。

問7 教職員経験の中で、DV家庭に育っている児童生徒と出会った経験回数

n=78



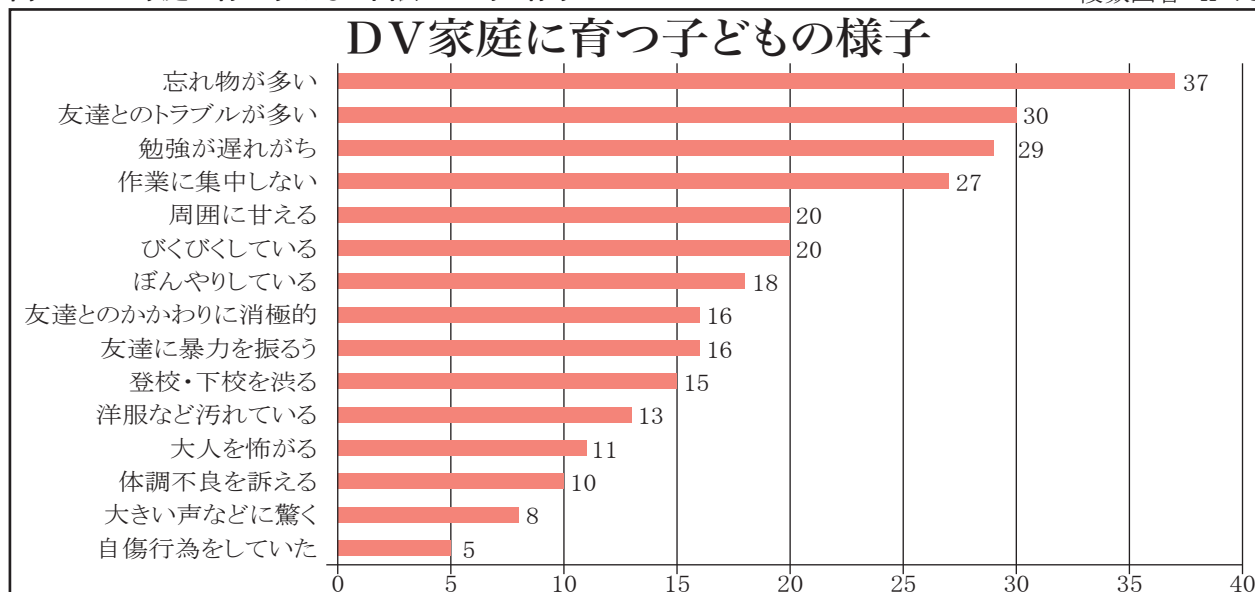
「DV家庭に育っている子どもに一度も出会ったことがない」と答えた人は21.8%で、それ以外の78.2%は1回から6回まで経験していた。キャッチできた数でそれだけ経験しているのだから、サインを出さずに気がつかなかった数、サインは出していたが教員が気がつかなかったなどの隠れた数を考えると相当数の見えない数があると考えられる。

その他の意見

- ① 友人などの文具を隠したり、盗ったりすることがあった。
- ② 顔色が悪い。笑わない。無表情。
- ③ 自分の気持ちだけが大切で、仲良しの友達の気持ちをおしはかることができず、トラブルが起きた。
- ④ 母親をかばう子どもが多い。けがは自分が転んだと言う。父親から母親がDVを受けていることもうまく言えないでいる。

## 問9 DV家庭に育つ子どもに出会った時の様子

複数回答 n=78



一番多いのが「忘れ物が多い」、二番目に多いのが、「友達とのトラブルが多い」、三番目に多いのが、「勉強が遅れがち」、4番目に多いのが、「作業に集中しない」、5番目が「周囲に甘える」「びくびくしている」だった。調査結果数としては大変接近していて、とびぬけて多いものはなく、多様な状況があることが判明した。

ただ、「忘れ物が多い」「友達とのトラブルが多い」「勉強が遅れがち」などの子どもの特徴が出現する理由はDV家庭に育ったというだけの理由ではない。別の家庭の事情やその子の性格、発達上の問題などもあって、「忘れ物が多い」即「DV家庭」という判断はできない。様々の子どもの言動がどこからきているのか、全体の様子や日常の行動、表情、家庭環境、人間関係などから多角的にみていく必要があると考える

## 6 教員に伝えたい20のメッセージ

教員が、子どもの日々の行動や表情や子ども同士の関係性を見ていくことはとても大変なことである。しかし子どもは家庭では見せない姿も学校で見せる。もちろん学校で見せない姿を家庭で見せる。公共の場面、大集団の場面、小集団の場面、個別の場面、憩いの場面で、子どもが見せる姿や表情が違って当然である。

教員は子どもが集団で見せる姿だからこそ、見て取れるものがあり、一定程度客観的に子どものあり様を観察できる。DV家庭に育つ子どもの教員が遭遇した時、あるいはそうではないかと心配になる子どもがいた時、どのように気がかりになる子どもに対応したり、クラス全体に対応したり、その両親に対応したらいいのだろうか？教員やカウンセラーに伝えたいメッセージを考えてみた。

**メッセージ1** 子ども一人一人の行動をよく見ておきましょう。集団での行動と一人でいるときの行動はどう違うでしょう。その違いも見ておきましょう。

**メッセージ2** 子どもは表情やちょっとしたしぐさ

で、SOSのサインを出しています。行動の変化やサインを見逃さないようにしましょう。

**メッセージ3** 子どもが集団になじまない場合は、その子の性格だと決めつけないで、その訳を子どもにも聞いてみましょう。

**メッセージ4** DV家庭に育っている場合は、日常的に様々なストレスが出てきます。子どもに「やめなさい」「注意しなさい」「周りのことを考えなさい」などと叱責するという姿勢でなく、そっと気持ちを聞いてあげましょう。

**メッセージ5** 子どもの体にあざがあったり、火傷の跡があったりしたら要注意です。子どもは本当のことをいわないかもしれません。注意深く対処しましょう。

**メッセージ6** 忘れ物が多かったり、宿題をやったこなかったりする場合、怒ったり、注意だけでなく、その事情を聴きましょう。

**メッセージ7** 子どもと目が合わない、指示が通らない、こだわりが強い場合等も、発達障害とすぐ決めつけないで、様子を観察しましょう。

**メッセージ8** DV家庭に育っている懸念がある子どもが、他の子どもに暴力を振るうことがあるかもしれません。そういう場合は、クラス全体や他の子がいる場面で注意しないで、静かに別室でその暴力の理由を聞きましょう。

**メッセージ9** 子どもの不安定な様子を見て、専門機関や医療機関を親に紹介すると、親は安心するかもしれません。しかし、家庭での子どもの様子や親の対応をゆっくり聞いて、判断しましょう。

**メッセージ10** 子どもが欠席をする場合も、親は風邪を引いたからと理由をいうかもしれません。後日で子どもにそれとなく優しく聞いてみましょう。

**メッセージ11** 子どもがDVのことを相談してくるかもしれません。その時は、DVが起こっていることは、こどものせいではないことを強調しましょう。そして、教員は子どもの話を信じていること、どんなことがあっても教員は子ど

もの味方であることを伝えましょう。

**メッセージ12** 母親から子どものことが心配でと相談をされるかもしれませんが。母親自身がDVで悩んでいても、自分のことは語りにくいものです。「子どもが心配で。」と言いながら本当は母親自身のSOSかもしれません。時間を取ってゆっくり聞きましょう。

**メッセージ13** 母親が教員に相談したことを知って、父親が弁解に来るかもしれません。教員やカウンセラーは両親の話聞いても、どちらかにあまり肩入れをしないで冷静に聞きましょう。

**メッセージ14** 母親と父親と両方が相談に来た場合は、できたら、別々の教員が分担して話を聞いた方がいいでしょう。一人の教員が両方の話を聞いてしまうと、どうしてもどちらの言い分が正しいのだろうというふうに疑問を持ったり、気持ちが引き裂かれたりしてしまいます。それぞれが父親、母親と分担して、後で話をつきあわせて、対策を考えましょう。

**メッセージ15** 親の話聞いて、DVの存在が分かったら、一人で抱え込まないで、学年、管理職などと相談して、専門機関に具体的な相談は委ねましょう。

**メッセージ16** もし、DVが理由で両親が離婚した場合、子どもにとっては親には変わりがないこと、子どもへの愛情がなくなって離婚するのではないこと、離婚は子どものせいではないことを子どもに伝えましょう。

**メッセージ17** DV家庭で育つ子どもに心理的ケアが必要なときは、ケア体制ができるチームを作りましょう。養護教諭や関係する教員に参加してもらいましょう。

**メッセージ18** DVをしている父親がアルコール依存症や薬物依存症の疑いがあった場合は、学校医や児童相談所などの専門機関に相談しましょう。

**メッセージ19** 虐待をされている子ども、DV家庭に育つ子どもなど家庭的な問題を抱えている子どもが、学校に通っています。子どものサインの見た方、対応の仕方、学校でできる心理的ケア、トラウマの問題など研修会を開き、基礎知識を身に付けておきましょう。

**メッセージ20** DV家庭に育っている子どものことなどが地域の人などから通報があるかもしれませんが。両親に話を聞くと、虐待やDVではないと主張するかもしれません。管理職と相談して一人ずつ話を聞くようにしましょう。警察や児童相談所との連携が必要になるかもしれません。

## 7 これからの課題

DV家庭に育っている子どもは、表面に出てこない傷を持っている。そして家族のことは秘密であり、もしかした自分の存在がDVの理由だと自責感情を持っているかもしれない。友達の家遊びに行ったら、自分の家にも連れてこなければいけないか

らという理由で、友達との交友関係を狭めているかもしれない。家庭の中で、自分の感情を露わにすることが怖くて、喜怒哀楽を見せないようにしているかもしれない。一見するとおとなしく、内向的な性格だと周囲からは思われているのかもしれない。友達の家と自分の家は違うという距離感や卑下する気持ちを内面に抱えているかもしれない。成長する過程で身に着けるべき社会的規範やルール、社会的判断力、人間関係の距離の取り方等学ぶチャンスを逸しているかもしれない。また、自分の家庭のことを友達や周囲の人に指摘されたり、からかわれたりして、自己否定感をさらに強めているかもしれない。自責感・自己否定感が心の奥深いところで傷になって、トラウマとして現れるかもしれない。そういう意味では長期的で、専門的なケアと支援が必要である。これは学校だけで負いきれるものではない。社会的システムとして解決できるように、組織、支援センター、心理的ケアができる人材、行政的な予算が必要である。

DV家庭に育つということは、子どもの権利条約にも保障されている安心して生きる権利、あらゆる暴力を受けない権利、成長にふさわしい生活をする権利、安全な環境で過ごす権利、命が尊重される権利、ありのままの自分でいられる権利、愛情と理解を持って育まれる権利、安心できる場所で休む権利などが損なわれている。子どもの権利条約の実行という点からも行政機関や教育機関の責任は重い。

教職員の調査結果にも出ているが、DV家庭から逃れたいと考えた母親と子どもが、安心して暮らせる支援センターや保護施設も必要である。子どもの年齢や人数に応じた生活空間も必要である。そして最も必要なのは母親の将来的な経済的自立である。母親自身のためでもあるが、母親の生活的、精神的、経済的安定は、子どもの成長にも必須条件である。法律的にも社会的システムとして、その保証が緊急に整備されることが重要なことである。

子どもや母親をDVから避難させ、経済的、社会的、精神的に自立させるだけで終わりなのかという疑問がある。加害者対策はどうするかという問題である。日本には、加害者プログラムを実行する機関もまだ十分ではない。民間機関などで取り組んでいるケースはあるが、法律的に義務付けられていない以上、まだ放置状態である。加害者が無自覚なまま、別の女性と家庭を持てば、別の女性が犠牲になる、そこでまた子どもがDVを目撃するという繰り返しである。このサイクルを断ち切るためには、加害者が自分の暴力の問題に向かい合い、その問題と影響を学ぶ必要がある。加害者プログラムを法的に義務づけるための整備が、早急に必要である。

※この文章は、2014年に大妻女子大学 人間生活文化研究所の研究員としてまとめた「DV家庭で育つ子どもたちへの考察—教職員のアンケート調査からわかったこと—」の論文から部分的に引用して、修正したものである。 筆者(徳永恭子)